

## 建設業許可の説明と申請準備

大阪市住吉区長峡町 4 - 4 8

行政書士 日下 卓

T E L 06-6674-7155

F A X 06-6674-7166

### 【 1 】建設業許可について

建設業許可は、政令で定める軽微な工事のみを請け負うことを営業とする者を除いて、一般的にその営業を禁止し、一定の基準を満たしていることが確認できた者に対して許可を与え、適法に営業を行えるようにするものです。

軽微な工事とは、建築一式工事の場合は、1件の請負代金の額が1500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事であり、建築一式以外の工事の場合は、1件の請負代金の額が500万円に満たない工事です。

建設業許可は、下記28の業種に分類され、それぞれ許可を受けることとなります。

01 土木、02 建築、03 大工、04 左官、05 とび・土工、06 石、07 屋根、08 電気、09 管、10 タイル・れんが・ブロック、11 鋼構造物、12 鉄筋、13 舗装、14 しゅんせつ、15 板金、16 ガラス、17 塗装、18 防水、19 内装仕上、20 機械器具設置、21 熱絶縁、22 電気通信、23 造園、24 さく井、25 建具、26 水道施設、27 消防施設、28 清掃施設

建設業許可には、一般建設業許可と特定建設業許可があります。特定建設業許可は、「発注者から直接工事を請け負った1件の工事について、下請に出す工事代金の合計が3000万円以上（建築一式工事の場合は4500万円以上）となる場合は、特定建設業許可を受けなければならない。」とされており、これに該当しない場合は一般建設業許可でよいことになっております。

特定建設業については、その規模の大きさや工期が長期にわたることが多いことから、一般に多くの下請負人を使用することが考えられ、特

にその経営内容が健全であることが強く要請されます。

また、下請負人保護の観点から、特定建設業者は、発注者から工事代金の支払いを受けていない場合であっても、下請負人には、工事目的物引渡しの申し出の日から50日以内に下請代金を支払う義務を課しており、その額も相当多額になるものと考えられることから、一般建設業許可の基準と比べ加重された基準となっております。

その他に、営業所の設置区分によって、大臣許可が必要な場合と、知事許可が必要な場合があります。簡単に言えば、営業所を一つの都道府県のみを設置する場合は、『知事許可』、2以上の都道府県に営業所を設置する場合は、『大臣許可』が必要ということです。

営業所とは、常時建設工事の請負契約を締結する事務所

建設業許可の有効期間は、5年間です。

引き続き許可を必要とする場合は、更新手続きが必要であり、5年間の許可有効期間中に、建設業法に定められた変更届が出されていないければ、更新ができません。

< 建設業法に定められた変更届 >

毎年の決算終了後4カ月以内に、工事経歴書、財務諸表、納税証明書などを添付した、決算変更届が必要です。

許可申請の内容に一定の変更が生じたときは、その都度変更届が必要です。

## 【 2 】 許可基準について

建設業法第 7 条には、次のとおり許可の基準が定められています。

- ( 1 ) 経營業務の管理責任者の設置
- ( 2 ) 専任技術者の設置
- ( 3 ) 誠実性
- ( 4 ) 財産的基礎

### ( 1 ) 経營業務の管理責任者の基準 ( 一般、特定共通 )

法人の場合は、常勤の役員のうち一人が、個人の場合は、事業主又は支配人が、次のいずれかに該当する者であること。

許可を受けようとする建設業に関し、5 年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7 年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者

許可を受けようとする建設業に関し、5 年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、執行役員として、経營業務を総合的に管理した経験を有する者

許可を受けようとする建設業に関し、7 年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、経營業務を補佐した経験を有する者

### ( 2 ) 専任技術者の基準

次のいずれかに該当する者が営業所に常勤していること。

#### ( 一般建設業許可 )

大学 ( 又は高等学校 ) の所定の学科を卒業した後、3 年以上 ( 高等学校の場合は 5 年以上 ) の実務経験を有する者

許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、1.0 年以上の実務経験を有する者

国土交通大臣が認めた技術資格を有する者

#### ( 特定建設業許可 )

国土交通大臣が認めた技術資格を有する者

上記の一般許可基準を有する者で、さらに、4 5 0 0 万円以上の元請工事について、2 年以上指導監督的な実務経験を有する者

国土交通大臣が特に認定した者

### ( 3 ) 誠実性の基準 ( 一般、特定共通 )

建設業は基本的に注文生産であることから、取引の開始から完成引渡しまで長い期間を要し、代金の前払いなどによる金銭の授受が慣習化していること等により、契約の締結やその履行に際して不正又は不誠実な行為をする者に営業を認めることは出来ない。

### ( 4 ) 財産的基礎の基準

#### ( 一般許可 )

自己資本の額が 5 0 0 万円以上 ( 直前決算による )

5 0 0 万円以上の資金を調達する能力がある ( 残高証明等 )

許可申請直前過去 5 年間、許可を受けて継続して営業した実績

以上のいずれかに該当することが確認できること

#### ( 特定許可 ) いずれも直前決算の内容で判断します。

欠損の額が資本金の額の 2 0 % を超えていないこと

流動比率が 7 5 % 以上であること

資本金の額が 2 0 0 0 万円以上、自己資本の額が 4 0 0 0 万円以上であること

以上のすべてに該当しなければなりません。

上記のほか、建設業を営む営業所が必要です。

事業主又は法人役員の自宅でも構いません。

公営住宅等、住居以外の使用が認められていないものは営業所にはできません。

### 【 3 】 欠格要件について

上記の許可基準が確認できる場合でも、一定の事実該当する場合は許可されません。これを「欠格要件」と言います。

成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ない者 ( 事業主、役員 )

建設業法上の一定の処分を受けた者 ( 欠格期間 5 年 )

一定の法律による罰金刑を受けた者 ( 欠格期間 5 年 )

禁固以上の刑に処せられた者 ( 欠格期間 5 年 )

#### 【 4 】 準備するもの

建設業許可新規申請について、次のものをご用意ください。

- 1 工事の請負実績の裏付けとなる請負契約書、注文書、請求書控え（工事内容が具体的に確認できるもの）  
専任技術者が申請業種に関する国家資格者、又は申請業種に関する所定の学歴を有する者である場合は5年分、それ以外は10年分必要です。

- 2 直前5年分の確定申告書一式  
個人事業者は、申告所得税の確定申告書  
法人事業者は、法人税の確定申告書

- 3 専任技術者が申請業種に関する国家資格を有する場合は、その資格を証する免状等

例：1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（躯体）  
1級技能士（鉄筋施工図作成作業&鉄筋組立作業）

- 4 専任技術者の資格として学歴を使う場合は、卒業証書又は卒業証明書（土木工学、建築学、機械工学）

- 5 取締役全員の身分証明書（個人事業者は事業主）

【説明】「禁治産者、準禁治産者（成年被後見人又は被保佐人とみなされる者）の通知を受けていない。破産宣告の通知を受けていない。」という証明書で、本籍地の役所で交付されます。本人以外の者が請求する場合は委任状が必要です。

- 6 取締役全員の被後見人の登記がない証明書  
（個人事業者は事業主）

【説明】「被後見人又は被保佐人の記録がない。」という証明書で、法務局で交付されます。本人以外の者が請求する場合は委任状が必要です。

- 7 取締役全員の履歴書（個人事業者は事業主）  
住所、生年月日、学校卒業後の職歴、賞罰
- 8 個人事業主が経營業務の管理責任者、専任技術者の場合  
国民健康保険被保険者証の写し
- 9 個人事業者の従業員が専任技術者、又は法人事業者の経營業務の管理責任者、専任技術者については 又は  
社会保険制度に加入している場合  
健康保険被保険者証の写し  
健康保険被保険者標準報酬決定通知書  
社会保険制度未加入の場合  
市民税・府民税特別徴収税額の通知書（会社用と本人用）
- 10 事務所賃貸借契約書（使用目的が住居限定は不可）  
自己所有の場合は、建物登記簿謄本
- 11 現行定款 法人のみ
- 12 印鑑 申請書に押印します。  
（代表取締役印、取締役全員の認印、個人事業者は認印）
- 13 大阪府証紙代（金9万円）

## 許可取得後の注意事項

日々の取引の中で、現場配置技術者と工事の受発注について、下記のような場合に建設業法違反となることがありますので、ご注意ください。

一部の例外を除いて、専任技術者は現場に出ることは出来ません。他社からの出向者は、配置技術者（主任技術者・監理技術者）にはなれません。

一件2,500万円以上の現場の配置技術者は、その現場専任が必要ですので、他の現場と同一期間は兼務できません。 建築一式工事は5,000万円以上

特に専任技術者を配置されますと建設業法違反として処分の対象となります。

元請工事で、且つ下請発注額が3,000万円以上となる工事を行う場合は、特定建設業許可が必要です。 建築一式工事は4,500万円以上

また、その現場の配置技術者は、監理技術者（一級国家資格者又は大臣認定者）であることが必要です。

下請に出す金額が自社500万円以上の場合、自らが対象業種の建設業許可が必要なことは当然ですが、下請業者が必要な種類の建設業許可を有する業者であることをご確認ください。

許可がない場合、建設業法違反として処分の対象となります。

他の建設業者から500万円以上の工事を下請受注する場合、自らが対象業種の建設業許可が必要なことは当然ですが、注文者である建設業者が必要な種類の建設業許可を有することをご確認ください。

許可がない場合、建設業法違反として処分の対象となります。

元請業者から一次下請として工事を受注する場合、金額が3,000万円以上となる工事については、元請業者が特定建設業許可を有することをご確認ください。

一般建設業許可の場合、建設業法違反として処分の対象となります。（建築一式工事は4,500万円以上）

一括下請（丸投げ）は、発注も受注も法律で禁止されております。

必ず自社の技術職員を配置するなど現場に実質関与することで、一括下請にならないようご注意ください。

本日はありがとうございました。

本日お話しさせていただいた内容、または建設業許可や建設業法に関して、ご質問などございましたら、本日ご参加いただいた方に限り、随時無料相談を承りますので、お気軽にご連絡ください。

## 日下行政書士事務所

行政書士 日下 卓（ひのした たかし）

電 話 06 - 6674 - 7155

F A X 06 - 6674 - 7166

〒558-0044 大阪市住吉区長峽町4番48号

ちぐさビル202（南海本線住吉大社駅前）

H P <http://www.hinoshita-office.com>

e-mail [info@hinoshita-office.com](mailto:info@hinoshita-office.com)

私から連絡してほしいという場合には、以下を切り取ってご提出ください。後日改めて私からご連絡させていただきます。

---

【会社名または担当者名】

---

【連絡先】

電話番号

---

【相談したい内容】

---

---

---

---

---